

【 春日市中小企業等応援金 Q&A 】

共通

- Q 「持続化給付金（国）」の申請中です。給付決定を待たずに、先に「春日市中小企業等応援金」の申請をすることはできますか。
- A 「持続化給付金（国）」の給付決定を受けた後に申請してください。
申請する時に、給付決定を受けたことがわかる書類（決定通知書または給付金の振込がわかる通帳記録など）が必要となります。
- Q 「持続化緊急支援金（福岡県）」の給付決定を受けた後に、売上高が半減し「持続化給付金（国）」の給付決定も受けました。給付決定を受けた後に「春日市中小企業等応援金」の申請をそれぞれすることができますか。
- A できません。「春日市中小企業等応援金」の申請は、1事業者1回限りです。
- Q 「春日市中小企業等応援金」の給付決定がされたかはいつわかりますか。
- A 「交付決定通知書」を送付しますのでそちらで確認してください。通知書に振込日を記載しています。

法人

- Q 春日市に支店がある場合でも申請できますか。
- A 申請できません。春日市に本店があること、または納税地が春日市である法人が対象になります。
- Q 納税地が春日市にあるかはどのようにして確認したらいいですか。
- A 確定申告書の「別表一」の納税地欄に春日市内の住所が記載されているか確認してください。
- Q 2つの会社を営んでいます。会社ごとに申請できますか。
- A 会社ごとに申請できます。それぞれの会社（法人番号）ごとに確定申告をされていると思いますので、それぞれ必要書類を添付して申請してください。

個人事業者

- Q 自宅は福岡市、お店は春日市です。申請できますか。
- A 申請できます。「春日市中小企業等応援金」は、春日市内にお店を持つ事業者が対象です。
- Q 「主たる事業所」はどこで確認したらいいですか。
- A 確定申告の際に提出されている、青色申告決算書（青色申告の方）または収支内訳書（白色申告の方）に記載されている「事業所所在地」欄に春日市内の住所が書かれているかを確認してください。
空欄の場合は、事業所所在地が春日市内にあることがわかる書類（開業届、営業許可証、事業所の賃貸借契約書など）を追加してください。
- Q 2つのお店を営んでいます。お店ごとに申請できますか。
- A できません。市内に複数のお店を持っていても、申請は1事業者1回限りです。